

情報通信審議会 情報通信技術分科会
新世代モバイル通信システム委員会（第12回）

－ 議事概要 －

1 日時

平成31年4月12日（月）16:00～17:00

2 場所

中央合同庁舎第2号館 総務省8階 第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員等

森川 博之（主査）、三瓶 政一（主査代理）、岩浪 剛太、内田 信行、大岸 裕子、
河東 晴子、福井 晶喜、藤本 正代、藤原 洋、町田 奈穂、松井 房樹、
三好 みどり

（2）オブザーバ

清水 俊光（日本電気株式会社）、市川 武男（日本電信電話株式会社）、
中川 篤（KDDI株式会社）、牧山 隆宏（株式会社NTTドコモ）、
雄川 一彦（富士通株式会社）、上村 治（ソフトバンク株式会社）、
小原 敏男（パナソニック株式会社）、中村 光則（阪神電気鉄道株式会社）

（3）総務省

田原 康生（電波部長）、豊嶋 基暢（基幹・衛星移動通信課長）、
荻原 直彦（移動通信課長）、藤田 和重（電気通信技術システム課長）、
片桐 広逸（移動通信課企画官）、
中里 学（移動通信課新世代移動通信システム推進室長）、
中川 拓哉（移動通信課課長補佐）

4 議題

（1）ローカル5G検討作業班の検討状況について

事務局より、委員会報告（案）及び委員会報告概要（案）について説明がなされた。
また、以下の意見交換があった。

大岸専門委員：ローカル5Gは、製造産業・エンタメ分野の高度化に大いに貢献するものと期待している。特に、工場内のレイアウト変更における柔軟性や、屋内イベントにおけるワイヤレスカメラの機動性といった点で、効果を発揮できると考えて

いる。無線化することで、ケーブル等の取り回しの手間がなくなり、使い勝手が提供できる一方で、免許手続きの手間が導入のハードルとならないよう、併せて検討頂きたい。

市川氏（オブザーバ）：技術的条件ではないが、5G全国サービスに対しては電波法・事業法の義務があるかと思う。一方、ローカル5Gに関しては、電波利用料・無線従事者・定期点検・通信の秘密等の義務はどのようになるのか。

事務局：電波利用料の料額に関しては、ローカル5Gは個別免許であるため、全国サービスとは適用される仕組みが異なる。無線従事者については、電波法の中では基本的に必要なものとされており、当面はその前提で進むかと思う。定期検査のあり方等は、今後の検討課題として、別の作業班において全国サービスも含めて議論が行われている。通信の秘密はローカル5Gでも同様にかかるだろう。事業法に関しては、サービス毎に異なるものであり、ローカル5Gの場合は利用の仕方によって様々ではないかと思われる。

市川氏（オブザーバ）：現行基準のなかで適宜判断するということで理解した。

三瓶主査代理：ローカル5Gの利用者は必ずしも無線に詳しくない方も想定しており、ベンダーやオペレータが無線従事者・検査も含む技術的サポートを行えるのが特徴。

森川主査：免許取得した社内無線従事者がいなくても、サポートしているベンダーやオペレータに無線従事者がいれば良い、ということで良いか。

事務局：然り。

藤本専門委員：概要案P.19「調整を行うことで共用は可能」とあるが、調整の必要が生じる状況はどの程度想定されているのか。また、調整は上手くいくのか。

事務局：当面はローカル5Gが密集して開設されることは考えにくいので、大きな調整が必要になるケースはあまりないだろう。電波の指向性等も調整可能と聞いており、そういった技術的な方法でも問題の解決は可能と考えている。

三瓶主査代理：もともと、28GHz帯はあまり長距離飛ぶものではなく、屋内・敷地内に限れば、他者への影響はそれほど大きくないという考えがある。なお、公共スペースは干渉がより大きくなるため、今回の報告からは除いている。

森川主査：特段の修正はなかったため、このまま了承し、約一ヶ月間のパブコメにかける。お気づきの点等あれば来週16日（火）12時までに事務局まで御連絡頂きたい。その際、細かい修正は主査にご一任頂きたい。

また、ローカル5Gは世界的にも意欲的な試みであり、今後様々な取り組みが行われることを期待する。

（2）その他

事務局より、次回日程等については別途連絡する旨案内があった。

以上